

マリレ情報よろず屋 第103号

令和5年6月

令和5年6月6日(火)、宮城県仙台市宮城野区蒲生沖で、航行中のヨット(船長1人乗組み)が砂浜に乗揚げの事故が発生しました。

船長に怪我はありませんでしたが、**当時船長は飲酒状態でした。**

また、先月も秋田県で、**飲酒状態**の遊漁船船長が遊漁船業を営んでいた事案も発生しています。



【酒酔い等操縦の禁止】

飲酒等の影響により、正常な操縦が出来なくなることで**衝突**や**乗揚げ**等の事故に繋がり、大変危険です。

また、飲酒等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦することは、船舶職員及び小型船舶操縦者法により**禁止**されており、船長の**遵守事項違反**として、点数が3点加点され、さらに他人を死傷させた場合は計6点の加点となり、「**業務停止(免許停止)**」となります。

操縦者は船長としての自覚を持ち、安全航行に努めましょう。



飲んだら乗るな!乗るなら飲むな!!

第二管区海上保安本部 海の安全推進本部

宮城県塩釜市貞山通3-4-1 (代表)022-363-0111

ウォーターセーフティガイド



マリレ情報よろず屋

